



## 8月から国民健康保険被保険者証が切り替わります

被保険者証の更新は8月1日です。7月末日までに新しい被保険者証(黄緑色)を送付しますので、8月から医療機関等の窓口で提示してください。

また、被保険者証の有効期限が1年未満の方には、有効期限が切れる前に新たな被保険者証や更新通知等を送付します。

**有効期限** 令和6年7月31日まで

※ただし満70歳になられる方は誕生月の月末まで、満75歳になられる方は誕生日の前日まで

**満70歳になられる方へ** 満70歳を迎える方には誕生月の翌月(1日生まれの方は、誕生月)から「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」が新たに交付されます。

(例) ●8月1日に生まれた方 → 8月から該当 ●8月2日～末日に生まれた方 → 9月から該当

一部負担金の割合は、2割負担となります。ただし、現役並み所得のある世帯の方は3割となります。令和4年中の所得により、一部負担金の割合を判定します。

**転出後も引き続き、たつの市の国民健康保険に加入する学生、施設入所者等の方へ**

大学・専門学校、施設入所等で市外へ転出し、親元等を離れて生活する方で、たつの市の国民健康保険に引き続き加入する方は申請が必要です。既に申請されている方も、被保険者証の更新に伴って再度申請が必要です。

申請に必要なもの

- 学生証の写しまたは在学証明書(学生のみ)
  - 施設入所等の証明書(施設入所者のみ)
  - マイナンバーが分かるもの
  - マイナンバーカード等の顔写真入りの身分証明書等
- ※既に申請されている方で、申請後転居等により住所変更されている方は、住民票が必要です。

- ▶ 国保医療年金課 (☎64・3149)、● 地域振興課 (☎75・0253)、● 地域振興課 (☎72・2523)
- 地域振興課 (☎322・1451)

**送付方法** 世帯全員分をまとめて世帯主宛に簡易書留郵便でお届けします。また、次のものを同封していますので、必要に応じてご使用ください。

- ・ジェネリック医薬品(後発医薬品)希望シール
  - ・被保険者証裏面の臓器提供意思表示欄の保護シール
  - ・小冊子「国保と健康のしおり」
- ※保険税が未納の世帯には別途通知します。



## 介護保険料について

**介護保険とは** 介護保険とは、介護を必要とする方や介護している方を、家族だけで支えるのではなく、社会全体で支え合おうとする制度です。要介護等の認定を受けた方は、利用限度額内であれば、利用料の1～3割の負担で介護サービスを受けることができます。

**介護保険料はどうやって納めるの？**

介護保険料の納め方は、40歳～64歳の方と、65歳以上の方で異なります。

◇40歳～64歳までの方

加入している医療保険によって、決め方、納め方が異なります。

**国民健康保険に加入している方**

国民健康保険税の中に介護保険料が含まれており、世帯主の方が納めます。

**職場の医療保険に加入している方**

給与および賞与から徴収されます。40～64歳の被扶養者の方は介護保険料を個別に納める必要はありません。

◇65歳以上の方

65歳以上の方は、医療保険料の中に介護保険料が含まれなくなります。その代わりに、医療保険料とは別に介護保険料を納めていただきます。

**納める介護保険料は？**

介護保険料は3年ごとに見直しを行っています。たつの市ではご本人の所得や世帯の状況を考慮し、65歳以上の方の介護保険料を1～10の段階に分けて設定しています。

令和5年度 介護保険料

所得段階	所得要件等	保険料率	月額	年額
第1段階	生活保護被保護者	0.30	1,710円	20,520円
	市 民 税 非 課 税 世 帯			
第2段階	老齢福祉年金受給者	0.50	2,850円	34,200円
	本人の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が80万円以下の方			
第3段階	本人の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.70	3,990円	47,880円
第4段階	第1・2段階以外の方	0.90	5,130円	61,560円
第5段階	本人が市民税非課税で、課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が80万円以下の方			
第6段階	本人が市民税非課税で、上記以外の方	1.00	5,700円 (基準額)	68,400円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.20	6,840円	82,080円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	7,410円	88,920円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	8,550円	102,600円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	1.70	9,690円	116,280円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上の方	1.75	9,975円	119,700円

**保険料を滞納すると？**

特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、利用者負担が3割(負担割合証に記載された割合が3割である場合は4割)になる措置がとられます。

- ▶ 高年福祉課 (☎64・3155)、● 地域振興課 (☎75・0253)、● 地域振興課 (☎72・2523)
- 地域振興課 (☎322・1451)



## 宅地内の漏水にご注意！

漏水は、目で見える場所だけでなく、壁の中や地下に埋設された給水管等見えない場所で起こっている場合があります。原因は複数あります。

水道使用量のお知らせ票や納入通知書等を見て、使用量と水道料金が前回よりも多いので漏水に気付いたという方が多数おられます。

宅地内の水道設備は使用者の管理物ですので、大切な水資源を無駄にしないよう、水道メーターや宅地内給水管の定期的な点検確認をお願いします。

**目で見える場所で漏水していないかチェック！**

次のような場合、漏水が起こっている場合があります。

- ◇ 水道メーター検針の結果、普段と比べて使用水量が多い。
- ◇ 水を出していないのに、蛇口や壁の近くで水の流れる音がする。
- ◇ メーターから各蛇口まで、給水管の通っている付近の地面や壁面が濡れている。
- ◇ 普段と比べて、水の出が悪い場所がある。

トイレや蛇口、配管の周囲などの目で見える場所を確認して、漏水が起こっていないか調べてみましょう！

- ▶ たつの市上水道課 (☎64・3173) 龍野地域・新宮地域(光都を除く)・揖保川地域(半田・片島の一部)にお住まいの方
- ▶ 西播磨水道企業団 (☎0791・22・8312) 揖保川地域(半田・片島の一部を除く)・御津地域にお住まいの方
- ▶ 播磨高原広域事務組合上下水道事業所 (☎0791・58・0001) 新宮地域(光都)にお住まいの方

**水道メーターを確認して漏水かどうかをチェック！**

漏水しているかどうかは、水道メーターボックス内にある水道メーターの動きで確認ができます。

- ①まず、宅内の全ての給水栓(屋外の散水栓等も含む)を完全に閉めてください。
- ②水道メーターのパイロットを1分間程度注視してください。
- ③パイロットが回転している場合は、水を使用している状態を意味しています。全ての蛇口を閉めたのにパイロットが回転し続けていたら漏水の恐れがあります。



**漏水している場合**

指定給水装置工事業者へお早めに修理を依頼してください。修理費用等は、水道使用者の自己負担になります。

詳しくは、お住まいの地区を管轄している各事業体へお問い合わせください。